

郡山市生活困窮者自立支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月6日

郡山市長 椎根健雄

郡山市規則第6号

郡山市生活困窮者自立支援法施行細則の一部を改正する規則

郡山市生活困窮者自立支援法施行細則（平成27年郡山市規則第67号）の一部を次のように改正する。

第1号様式及び第20号様式の2中「、住民基本台帳カード」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の郡山市生活困窮者自立支援法施行細則の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正後の郡山市生活困窮者自立支援法施行細則の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。